

ノートパソコンおよびモバイル Wi-Fi 借り入れにおける遵守事項

記

1. 貸与期間：2020年5月下旬から2020年8月31日まで
貸与期間終了後2週間以内に返却するものとする。返却方法は別途の指示に従うものとする。
2. 貸与機材について保管管理等の義務を負い、盗難・破損等の事故が生じたときは、生じた損害について全ての責任を負うものとする。
3. 貸与機材についてハードウェアに一切の変更を加えてはならない。また、ソフトウェアについては、授業に必要なソフトウェアおよびセキュリティ対策ソフトのインストール・設定を除き、変更を加えてはならない。
4. 貸与機材はいかなる形態であれ、他者の利用に供してはならない。
5. 貸与機材はいかなる形態であれ、担保物件としてはならない。
6. 貸与機材に係るソフトウェアの不正コピーや不正利用をしてはならない。
7. 貸与機材のセキュリティに配慮し、貸与期間中は必要なOS等のセキュリティ対策を講じ、ウイルス対策ソフトウェアは絶えず必要な更新をしなければならない。
8. 貸与機材を学修以外に使用してはならない。
9. 貸与機材について、大学管理者の指示があった場合、指示に従わなければならない。
10. 貸与期間中の消耗品は自己で賄わなければならない。
11. 貸与機材を返却する前に、作成したファイルのバックアップを取らねばならない。
(返却後は速やかに初期化される。)
12. 上記事項に従わなかったことにより生じた損害については、金銭その他による賠償の責任を負うものとする。

以上